令和８年３月
防 衛 装 備 庁

自衛隊法施行令及び航空法施行令の一部を改正する政令案に関する意見の募集結果について

防衛装備庁において、令和８年１月２８日（水）から２月２６日（木）までの間、自衛隊法施行令及び航空法施行令の一部を改正する政令案について、広く国民の皆様から御意見の募集をしましたところ、３件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する防衛装備庁の考え方を別紙のとおり報告いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも、防衛省・自衛隊に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】
○　防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）
〒１６２－８８０１　東京都新宿区市谷本村町５－１
ＴＥＬ：０３－３２６８－３１１１（内線２６５８４）

別紙

意見内容等について

番号	意見の内容	意見に対する防衛装備庁の考え方	政令（案）等の修正
1	そもそもの 装備移転に反対する。 戦力の不保持を謳う平和憲法、国際平和条約、SDGs の武器・兵器売買禁止に照らしても、到底 平和に貢献する行為とは言えない。 軍事兵器売買で儲けようなど、人道にもとる行為だ。 装備移転などという 自国・他国の平和を 根底から脅かす法案は、廃絶すべきだ。	防衛装備移転三原則においては、国連憲章を順守するとの平和国家としての基本理念を堅持することとされており、防衛装備移転については、防衛装備移転三原則に従って対応してきております。 この点、国際の平和及び安全を維持することや国際紛争の平和的解決等を定めている国連憲章を遵守することは、憲法前文において宣明している平和主義に沿うものであると考えています。	なし
2	大元の航空法の規定（第８４条第２項、第８８条及び第１３２条の８６第１項第２号）では「国土交通省令で定める」とされている規定が、本政令案による改正後の自衛隊法施行令第１４９条第２項の規定では、「防衛大臣が定める」又は「防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める」と読み替えられているところ。これらの読替後の規定について、「防衛省令で定める」又は「防衛省令・国土交通省令で定める」としなかった理由は何か。 ※大元の航空法の規定は、省令委任としているところ、特段の事由がない限り、本件についても同様に省令委任とすることが適当と考えられる。単に「防衛大臣が定める」又は「防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める」とした場合、内部規則（訓令等）で定めることも可能であると思われるが、国民の権利義務に直接関係する規定であるため、本来は命令（省令）で定めるべき事項ではないか。	国民の権利義務に直接関係する内容については、内部規則で定める予定はなく、法令の委任の範囲内において適切に定めることとしています。	なし

3	殺傷能力のある装備品の海外移転に向けた制度整備に強く反対します。 唯一の被爆国として、日本製の兵器が他国で人の命を奪うことに加担すべきではありません。企業に就職し、国内防衛産業に従事する労働者やその家族にとって、自分たちの技術が空爆や戦闘に使われること、それをニュースで間接的にでも見聞きすることは、精神的な安全を脅かすものです。 自国を守る為に法改正している国があっても、日本は、日本が誇る「災害救助」「地雷除去」「インフラ整備」などの非軍事技術を輸出の柱に据え、平和への貢献で国際的な信頼を勝ち取るべきです。大国との外交は、非軍事技術では弱いかもしれない。でも、戦闘がまかり通っているからこそ。時代遅れなのは兵器を持つことだと日本が発信することに共感する国はあるはずです。 精度の高い銃を作り、首相を１人撃った人は逮捕されて、大人数の命を奪うミサイルを企業で作った人はお給料の一部を国からもらうのが我が国日本では悲しすぎます。 お願いします。	防衛装備移転三原則においては、国連憲章を順守するとの平和国家としての基本理念を堅持することとされており、防衛装備移転については、防衛装備移転三原則に従って対応してきております。 この点、国際の平和及び安全を維持することや国際紛争の平和的解決等を定めている国連憲章を遵守することは、憲法前文において宣明している平和主義に沿うものであると考えています。	なし